

社会福祉法人 育生会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 育生会 の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(実費弁償)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、並びに監事が法人及び施設に出向き、運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合は、実費弁償費を支払うことができる。

(報酬)

第4条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1のとおり報酬を支払うことができる。

ただし、理事が評議員と兼務している場合で、理事会と評議員会が同日に開催された場合は、高い支給額を優先し、併せて支給しない。

2. 役員が理事会出席以外及び評議員が評議員会出席以外で、法人及び施設の運営のためにその業務に当たった場合は、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、役員については、年間500万円を上限とし、評議員については、年間150万円を上限とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費等を支給する。

(改正)

第6条 本規程を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 5月29日より施行する。
- 1 この規程は、平成20年 11月27日より施行する。
- 1 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
- 1 この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 1 この規程は、平成28年 1月 1日より施行する。

別表1 (第4条関係)

名 称	報 酬
理事・監事・評議員	10,309円